

Title	元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)
Sub Title	Tomonojo Oshima's (大島友之允) documents about the problem of Korea in 1864 (I)
Author	木村, 直也(Kimura, Naoya)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.4 (1988. 3) ,p.113(625)- 127(639)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

木村直也

目次

はじめに

一、建白書提出の事情と背景

二、大島友之允建白書全文

(以上 本号掲載)

三、建白書の内容

四、建白書の意義

おわりに

はじめに

一般に「征韓論」と言えば、幕末の尊王攘夷論者を中心とするきわめて観念的な「征韓論」と、明治初年に木戸孝允らが唱え、西郷隆盛らの明治六年政変を惹起していく「征韓論」とが知られている。前者はほとんど現実性のない議論であったが、それを底流としつつ、明治

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

新政府による王政復古通告が鎖国排外主義をとる朝鮮大院君政権に拒否されたことを契機として、後者の「征韓論」が朝野で論じられ、現実の政治議題となった、とするのが一般的理解であろう。しかしすでに、徳川慶喜政権による朝鮮への幕府使節派遣計画や、明治政府による王政復古通告が、ともに、近世日朝外交貿易体制の変革を意図する対馬藩の積極的関与のもと、従来の日朝外交の定式を一方的に踏み外したものであったことを想起すれば、上述の理解だけではきわめて不十分であることが明らかとなる。

幕末維新时期における日朝関係の転回の内実を明らかにするために、観念的な対外進出論の現実化という問題に視点を据えることは、一つの有効な方法であろう。そこでこの問題を考える素材として、対馬藩士大島友之允が

元治元年（一八六四）に幕吏に提出した建白書を取りあげ、若干の分析と考察を試みたいと思う。なおこの建白書はすでに『山田方谷全集』⁽²⁾に掲載されているが、これはたいへん誤記の多いものなので、目に触れた四つの写本を比較・校合した結果に基づき、長文ながら全文を第二章に掲載する。

(1) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻（一九四〇年、朝鮮総督府中枢院）参照。

(2) 山田準編纂『山田方谷全集』（一九五一年）第三冊。

一 建白書提出の事情と背景

対馬藩は、日朝通交業務を家役として独占的に管轄し、朝鮮貿易で藩財政を支えてきたが、十八世紀半ば以降、貿易の衰退とともに財政危機に陥り、幕府からたびたび財政援助を受けてきた。幕末に至ると西洋列強に対する防衛の課題が加わって財政問題は抜き差しならないものとなり、文久元年（一八六一）のロシア軍艦ボサドニック号滞泊事件において対馬藩は、農業収入の乏しい対馬の地を捨てるという移封願を幕府に提出したのである。翌年八月に江戸家老佐須伊織殺害のクーデターに

よって藩権力を奪取した尊王攘夷派は、移封論に代えて幕府に対して財政援助を要求する運動を展開した。

大島友之允（一八二六—八二）は禄高一二〇石の対馬藩士で、佐須伊織を打倒した尊攘派四十四人の一人であり、クーデター後は援助要求運動を中心的立場で推進した。大島らは援助要求運動に際して、当時最盛期を迎えた尊攘運動のリーダー格である長州藩と同盟関係を結び、その全面的支援を受けつつ幕府、越前藩など雄藩、公家ら諸方に働きかけ、またその過程で、独自の対朝鮮論を持つ山田方谷や勝海舟と接触し、かつその支援を受けた。そしてこの運動の過程で朝鮮問題が議論され、文久三年（一八六三）五月十二日の援助要求願書では、攘夷実行の折から対馬防衛の必要性を強調しただけでなく、列強侵入以前の朝鮮進出を主張し、これを前提にして年々三万石支給と武器・軍艦の貸与を要求したのであった。これに対して幕府内部では反対論もあったものの、ともかく幕府は五月二十六日、対馬藩の主張をすっかり認めて対馬援助を決定し、さらに六月三日、朝鮮事情探索のため勝海舟に対馬差遣を命じるなど、朝鮮進出⁽ⁱ⁾に対して積極的な対応を見せた。

しかしその後、八月十八日の政変、翌元治元年（一八

六四) 七月の禁門の変により、長州藩を中心とする尊攘派の中央政界における力は大幅に低下し、一方幕府内の権力闘争により、対馬・朝鮮問題に大きく関与してきた老中板倉勝静が元治元年六月に失脚し、また勝海舟の政治的立場が悪化してくる(十一月に軍艦奉行を解任)など、尊攘派に妥協的な勢力の後退が見られるようになった。こうした状況の変化のもとで、対馬藩が従来の日朝外交貿易体制変革の突破口として大きな期待をかけていた勝海舟の対馬下向は、度重なる大島友之允ら対馬藩側の督促にも拘わらず一向に実現せず、対馬藩側は焦燥の色を濃くしつつ自らは日朝関係変更の準備を進めた。上方・江戸間を往復して幕府と交渉していた大島は、勝の下向を要求し続けただけでなく、当面それが無理ならば他の幕閣や幕吏を朝鮮問題担当者に指定し、その中から対馬下向者を決めるように要求した。幕府はこれに対応し、元治元年九月には目付向山栄五郎に、十月には外国奉行菊池隆吉に、それぞれ対馬差遣命令を下した。そこで大島は十月二十六日、向山の求めに応じてこれまでの経緯を示す資料を提出し、さらに大島個人の対朝鮮策を建白した。これが本稿の主題とする建白書である。⁽²⁾さて建白書提出の事情は以上のようなものであるが、

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

ここで建白書提出の背景として、大島友之允周辺の人々の対外意識について若干確認しておきたい。

まず長州藩尊攘派は、対馬藩と同盟関係にあって一連の運動を強く支援したが、この系統に属する人々の対外進出論・侵略論は有名である。文久・元治期にはすでに故人となつてはいるが尊攘派に大きな影響力を持った吉田松陰は、かなり露骨な表現で朝鮮など近隣諸国への侵略論を述べており、⁽³⁾また大島ら対馬藩士との直接の交渉が確認される久坂玄瑞は、西洋列強を抑えつつ朝鮮などがアジア諸地域、さらには世界各地へ進出することを提唱している。⁽⁴⁾他にもこの周辺にいた尊攘派の中には、真木和泉、⁽⁵⁾平野国臣⁽⁶⁾など、近隣諸国を日本の藩屏とすることを主張している者が多く見られる。そもそも尊攘派は、日本至上主義に基づいて近隣諸国を日本の支配下に置くとする意識が強い。したがって、財政危機と防衛問題が緊急の課題となる中で藩の主導権を握った対馬藩尊攘派と、長州藩尊攘派らとの交流の中で、朝鮮進出論が活発に議論されたことは疑いないと思われる。

さて対馬藩関係者は援助要求運動において、幕府関係者と接触している。まず政事総裁職の松平慶永(春嶽)ら越前藩関係者との接触が見られるが、その周辺では、

すでに当時故人となつてはいたが、橋本左内がロシアとの同盟をもとに日本の独立のため近国の併合・「掠略」を主張しており、また横井小楠は富国強兵を論じる中で海外諸国への渡航、交易通商を積極的に唱え、軍事力強化を訴えている。⁽⁸⁾ 彼らはいわゆる開国論者としての立場から、西洋列強に伍していくために海外雄飛を提唱しているのである。

大島ら対馬藩関係者が援助問題を老中板倉勝静に訴えるにあたって、板倉の顧問的立場の儒者、山田方谷と頻繁な接触をしているが、とくに文久三年五月の援助要求願書作成において、山田は字句添削をするなど全面的に協力をしており、彼は対馬藩の朝鮮進出論提唱に大きく関与している。山田は、清国が大乱で「中華一円無王の地」となつて「取り勝」であるから、朝鮮・台湾・山東から攻め入るよう建議するなど、侵略性の強い誇大な対外進出論をたびたび主張していた。⁽⁹⁾ またやはり援助要求運動において大島らと接触し、運動を強く支援した勝海舟(当時は軍艦奉行並)は、西洋列強に対抗するため海軍充実と貿易の必要を熱心に訴え、近隣諸国への進出と「横縦連合」を唱えていた。⁽¹⁰⁾ 勝に対馬差遣が命じられたのも、彼のこうした持論によるものと考えられる。

さて以上、大島友之允周辺の人々の対外進出論に簡単に触れてみた。要するに、当時大島周辺には、攘夷論・開国論などといった思想的な立場の相違にも拘わらず、対外進出論を唱える論者が広範に存在しており、もちろんまだ非現実的で未成熟な議論ではあるものの、こうした主張が声高に唱えられて一般的に通用する雰囲気があったと言える。大島は対馬藩援助要求運動の過程でこれらの進出論と接触しつつ、自らの朝鮮進出論を構築していったのであった。

(1) 以上、この対馬藩援助要求運動と朝鮮進出論提唱については、拙稿「文久三年対馬藩援助要求運動について——日朝外交貿易体制の矛盾と朝鮮進出論——」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』、一九八七年、吉川弘文館)を参照。

(2) 以上、対馬藩援助決定以後、建白書提出までの経緯は、「朝鮮通信事務一件」(『続通信全覧』所収)、『海舟日記』(勁草書房『勝海舟全集』一八、一九七二年)、『山田方谷全集』第一冊の「方谷先生年譜」および同書第三冊所収の書翰類などによつた。

(3) 吉田松陰「幽囚録」、安政二年四月二十四日杉梅太郎宛書翰。

(4) 久坂玄瑞「廻瀾条議」。

- (5) 真木和泉、文久三年秋西郷隆盛宛書翰。
- (6) 平野国臣「尊攘英断録」、「制蛮礎策」。
- (7) 橋本左内、安政四年十一月二十八日村田氏寿宛書翰。
- (8) 横井小楠「国是三論」。
- (9) 『山田方谷全集』第一冊および第三冊所収の諸建議文や書翰。
- (10) 『海舟日記』文久二年閏八月二十日、同三年四月二十七日の項。

二 大島友之允建白書全文

例言

(一) 建白書の全文を掲載するにあたっては、次の四つの写本を比較・校合した。

- A 「朝鮮之義ニ付大島友之允ノ申立書」(『続通信全覧』所収「朝鮮通信事務一件」三)
 - B 「元治元甲子年十月向山栄五郎へ大島友之丞(ママ)ノ書面」所収の建白書写(『続通信全覧』所収「朝鮮通信事務一件」四)
 - C 「大島友之允建白書写」(東京大学史料編纂所蔵、維新史料編纂会購入の写本)
 - D 「巖原藩士大島正朝建言書」(山田準家文書)
- (東京大学史料編纂所蔵、維新史料編纂会筆写)

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

の写本)

このうちAとBは幕府側に残された写本に基づくと思われ、Cは巻末の「口上手控」の記述などから対馬藩側に残された写本と判断される。Dは、『山田方谷全集』第三冊所収のものと酷似しており、両者とも同一の写本に基づくと思われるが、AとCとの文字の異同が多数あり、それらには明らかに誤記と判断されるものやその疑いの濃いものがきわめて多い。また語句や言いまわしの違いからみて、AとD、BとCがそれぞれ同系統の写本であると推定される。

(二) 比較的良質な写本であるAを基準として、まずその全文をそのまま掲載し、それに適宜読点を付し、必要な箇所には註を加えた。

(三) BとDにおいてAとの異同がある場合は、その部分に傍線を付したうえで右側に注記した。その際Aとの異同が、BとDのいずれか一つだけに見られる場合は()で、BとDのうち二つに共通して見られる場合は「」で、BとDのすべてに共通して見られるか、Aの方が明らかに誤記と判断される場合は【】で、それぞれ示した。ただし次のような場合

大島友之允建白書

- は、Aとの異同があつてもとくに注記しなかつた。
- ① BとDのいずれか一つだけに見られる表現のうち、文脈などからみて、それが明らかに誤記と判断されるか、不自然である場合 ② 漢字表記と仮名表記の違い ③ 仮名遣いの違い ④ 送り仮名の有無
- ⑤ 「儀」と「義」、「座」と「坐」など慣用として相互に通じる表記の違い ⑥ 漢文体と書き下しの違い ⑦ 欠字、平出の扱いの違い
- (四) 「ナシ」はBとDのうち一つで、【ナシ】はBとDのすべてで傍線部が書かれていないことを示す。なお書かれていないのがBとDのいずれか一つだけである場合は、単なる書き落としとみなしてとくに注記しなかつた。
- (五) 旧字体はすべて新字体で表記した。漢字の異体字や俗字は原文のまま表記し、異同も注記した。
- (六) 四つの写本でそれぞれ多様に表記されている仮名遣いは、すべて現行の平仮名と片仮名に統一した。

朝鮮国御用件ニ付、弊藩国論及小臣見込之廉々、書取を以申上候様被⁽¹⁾ 仰付奉畏候、素より兼々其措置計画精細詮議罷在候一藩之定論迎は無御座、昨夏於京師彼邦体情探索之 御内旨被⁽²⁾ 為命、其砌对馬守より对州兵備御手当方奉懇願候書面中大意如申上候、外夷年来朝鮮国吞噬之志相蓄居、即今既に其機会相顕、種々猖獗之聞も有之候付、実以

皇国之御大事と深く奉恐念、渠侵入不仕内御策略も被⁽³⁾ 為在度、此場速に 御英断之御処置に出候ハ、对馬守に

おゐてハ主従一同死力を以従事可仕之旨奉申上置、御籌策等万般仰御指揮候覚悟に御坐候へハ、小臣ニ至、尚更愚説可容吻之見込等無御坐、乍併右御用を以召寄被置候身分、御下問之次第奉蒙御懇諭、無余義仕合奉存候、随てハ不料当否、管見之趣無憚奉添御内聴候条、不当之義ハ幾重にも御海恕被成下、孰共蒙 御賢慮之御指揮度奉願候、

一、朝鮮国御服従之策ハ、徳を以てすると力を以てす

(1) 存

(2) 為

(3) 二至ては

(4) 二

(5) 懇

(6) 温

(7) ナシ

(8) 実

(9) 御策略等

(10) 就ては(然は)

(11) 被 召寄

るの二ツに有之候へハ、此二ツ之根局、其初に御確定被遊度奉存候、彼国元来自尊之國風にて、

皇国を以敵礼之國と相立居候付、只今俄に属国人臣之礼を執候義は、國中に恥、清國に憚候て、速ニ承服仕間敷候、爰に至り御功業之速成を論候得は兵力之外無御座、

然に今突然兵威を以彼に迫候節、今日清之衰弊、其勢壬戌朱明之先蹤に倣、応援合力之策に出候義ハ、直下に難相届儀と愚意仕候、乍去韓人力尽術窮、手を夷狄に借て

我に抗し、一時覆没之禍を免れ候術策相企申間敷に無之、是以事変叵測、設令渠其策に出不申、速に帰降仕候とも、軽く服し候者ハ軽く叛候恐有之、以力服之者ハ、

不如以德服之者にて御坐候へハ、兎角御恩徳を被先、和親を以深く民心を結、漸々服従為仕候義、万全之御良策と奉存候、万一渠自国之陋習に泥ミ、御徳化に服不申候ハ、其節赫然膺懲之、御勇断に被為出度、然る時ハ

彼国民兼て我に懐候者ハ匍匐我命を仰、我十分之益を得、一挙平定可仕、是則所謂因聚於敵之策にして、和漢其例不鮮、其利害得失顯然仕義、奉存候、

一、前条之如く御恩徳を被先、外夷朝鮮國呑噬之蓄謀既

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

に熟し彼国禍乱旦夕に迫る之情実を忠告し、唇亡齒寒而

国親睦弥深く、同心合力兵備を修、外侮を防、唇齒万世相保候様、御誠意之御談判に被出候節、素より狐疑深き

國風と申、第一壬辰之乱、彼国深怨積怒一朝一夕之故に無御坐、其弊害後世に及、御通交御再修之後、兩國誠信

を表にして相交候と雖、其実常に旧怨を合、疑懼を懐き、実意親睦之交際は無之、其上偏固之旧規を拘守し、

一時權宜之談に応し兼候国柄ニ付、此度条理を被尽御開諭、在之候共、一ト通にては中々承伏仕申間敷候、素より

重大之御事件、目下御実効難相立ハ申上候迄も無之、仮令年月を経候共、彼国へ根拠之勢を以、弥根強く御懸り不被為在候ては、

御成功之程十分無覚束様奉存候、就ては此節御措置之本體、恩威利之三を御活用被為在、以下七事之節目を以御

策略を被尽候ハ、追々御成功可被為遂御事奉存候、其目、一に兩國交際之規則を改、二に勉て彼之民心を服、

三に兩國之禁を破、四に彼我之物産を開、五に神州之武威勇氣を示す、六に清國之商路を開、七二大に海軍を興

起す、右七策順序を分ち相記候へとも、勿論彼国へ御手を被下候御策略、緩急遲速之御処置ハ、其機に臨ミ變化

難予事二付、夫等御現実御渡海之うへ御駈引可被為在、
猶又七事之策、其大要下文毎条之件と解説仕候、

第一策、両国交際之規則を改

以前弊藩より朝鮮へ差渡し候使者は国都へ罷通り、東平
館と唱候て日本之賓館を設、致応接来候処、壬辰乱後罷
通り候義を相拒ミ、尤寛永六年、女直より明国を犯し候
節、其余党朝鮮へ乱入之間有之、時宜次第御援兵可被差
渡哉之

公命ニ依、使節差渡し候時ハ、於都城致応接、其後都ハ
素より猥りに他所へ罷通り候義も無御坐候、其内交易辺
之事等両国情実相貫き兼、其節之役人心得を以押て関門
を出、東萊府へ罷通、遂談判候義も為有之と相聞へ、右
ハ格別遠程之場所にも無之候処、規則外之事ニ付、彼国
にては殊之外相驚、騷擾仕候位之事に有之、是等は実
に非常之義ニて、平常ハ弊藩之者、貴賤となく館外遠方へ
之遊歩難相成、加之全体両国交際之規則、膠柱偏固、其
内には甚我國之風に不合義等も有之、尤吾国之人而已に
無之、清人も勅使と相唱候使節而已国都へ罷通り、其
他一切国内へ入不申、交易ハ於国境致出納候由、如右中

古以来鎖国之法則を以相立居候国柄ニ付、今日言語上に
於て俄に其旧制を破候義ハ甚以不容易義に御坐候、依て
は以下条目之策御参用被為在、先ツ其初偏固鎖刻之旧弊
を御一新被成候義、御用件第一之御急務と奉存候、其節
目に至候ては事に多端難枚挙候へとも、大要、以後両国
之使節、輕装を以屢往来、互に国都へ罷通、総て虚飾冗
費を省き、親睦誠信を旨とし、或ハ使節爾ニ無之、両国
之士民、文武之學術より商漁農工之業に至り、流弊無之
様規則を立、是又互に相往来し、以前ハ乃而浦・釜山浦・
塩浦と申候三浦に致開港、弊藩より男女二千口程年来永
住、交易釣魚等其産を營候由、當時は唯釜山浦而已、然
も法禁嚴密、居込之人員数少ニ付、是又所々致開港、土
地を借り、居館を設、大に交易を開、農工商漁各其意に
任せて久屯之謀を為し、終ニは三浦之旧の如く、妻子家
族をも連渡り、人情自然に朝鮮へ永居仕候義を相好候様
御仕向被成、兎角我国之人員を以漸々彼国へ植込候義、
御着眼第一之事ニ奉存候、如右大要之法則改革に至り候
時ハ、其余之小節ハ不言して自ら相改候事ニ奉存候、

第二策、勉て彼之民心を服す

彼国政道苛刻、国民常に其虐に不堪、上を怨み候者不少
趣ニ相聞、所謂渴者易為飲、今
御仁恵を以深く彼之民心を被為結候ハ、小民其虐政を
厭、自然と我仁政を慕ひ候様成行可申、然時ハ仮令在上
之者如何程閉鎖之国法を固守致すべく相防候とも、下よ
り背く者多、其勢不可制ニ至り候義必然に御坐候、第一
彼国之俗、貪婪無厭、官吏より庶民に至、義を捨、利に
趨り、廉恥之風地を払候と相聞、何国逆も人情不好利は
無之とは乍申、畢竟從來虐政の然らしむる所、挙国之民
情自然と斯く成行居候事と被存候、乍去元來礼義之國と
致自負候て、官吏とも外兒を修飾し、挙止高尚、其人に
接るの際、聊鄙吝之風を顕不申候へとも、其実財利之欲
殊に甚敷、國中賄賂公行、苟苴盛に行はれ、上下とも貪
汚無限之弊俗に相聞申候、就ては詐術に涉候様之義、殊
更御冗費之筋ニも相見へ候へとも、彼国之者を懐け候
道、施を好、財を散、渠之意欲に隨て相誘候ハ、官吏
と雖必定心を傾け内応我策を助け可申、況哉貧賤之徒に

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

至てハ、靡然と我に向ひ候事、掌を返すに均敷、兎角其
初利誘、彼之心を攬り、其帰向を定、漸を以化之、不識
不知

皇國仁厚之俗に帰候様御仕向被成候義、肝要之御事に奉
存候、

第三策、両国之禁を破

第一策条下申上候如く、両国間狭隘固陋之法禁ハ是非速
に御改正被為在度、尤彼之嚴禁を為破可申迎ハ、我國より
先其端を開不申候て難叶奉存候、我國禁之中、不容易義ニ
奉存候へとも、武器之禁を被除、砲銃劔鎗之類、渠より
相好候者ハ、追々数を定て御差渡被成候義、彼国之信用
を取り第一之策ニ御座候、此策を外し候ては、当節之御
談判如何にも難整様奉存候、此度我國嚴禁之兵器を差渡
し、彼之守備を相助候時ハ、則同心合力誠意不欺之御実
行相頭、加之從來懇望第一之兵器を得て其國を利し、我
厚意渠之意表に出候時ハ、渠其所好に辟して、我誠信を
証し、僻陋膠柱之國論、是か為めに圧倒、旧弊一新之実
効、爰におゐて相頭可申奉存候、若又彼之旧法ハ可破、

我国禁ハ不可改と申如く事偏頗に出候時ハ、渠決て承服可仕様無之、却て疑惑畏懼を抱き(怖)、熟談不整ハ必然ニ御坐候、纔ニても彼疑懼を抱き候時ハ、大に御成功を害候事ニ付、此義ハ深く御勘考を被度奉存候、殊に御談判之大本、兵備を修(脩)、彼を援る之御主意に御坐候へハ、武器御差渡之義ハ素より当然之義ニ奉存候、唯我より差渡不申内、夷狄より相渡し候てハ、深不安奉存候付、是非速に御明断被為在度奉存候、我国兵器之禁を除候うへハ、渠如何程国禁を破候義を相拒候共、遂に修理上を以て論破可仕愚考仕候、
(国法を以其禁を)
(不安之第一ニ御坐候条)
(條之)

第四策、彼我之物産を開

富強之術ハ第一国産を増に有之候へハ、從來兩國固有之(有米)諸物ハ素より、未だ人工地利を不尽物を創拓して大に物産を増、有無を通して、両国を利するの策を立可申義專要に御座候、朝鮮へハ金銀銅鉄之諸金共に有之、就中鉄(鉄)ハ頗優數出候歟に相考、銅ハ綏(綏)体(山勢)地力を竭す事を忌候由ニ付、年々定額を以纔に掘出、有限用途に宛、国内綏(愼)て我國之銅を以て其用を足候趣に相聞へ候、金銀も国用

其外にも掘出し候由、尤金ハ重(金は金二)に北京之交易に取遣、其他石炭硝硫之類軍国必用之物無にしもあらず相考候へとも、国人製造に疎く、然も強(強)く是を開き其益を求め候と申国風に無之、一意守成を以要務と仕、一躰(體)地力を尽し物産を増之謀無之、是迄之姿ニては、設令交易取開候時、其利甚薄く、以之財用を殖し兩國を利するに不足様奉存候、依ては此節之御談判相整候上ハ、諸金鉞を始め、各産之製法、我国其技精熟の者を撰て是に教しめ、其外空漠廢土と相成居候場所をも、租税を定め、農作ハ素より櫛桑茗楮之類有用之諸産を広め、或ハ海岸島勢之便利(地)に拠り、捕鯨之場を設け、遍く魚塩之利を起し、其他彼の所有に随(從)ひ、我誘て是を開く時は、彼国未曾有之福利を僥倖し、我亦随て大に其益を附候而已に無之、彼之所有を以て彼を制するの功業を助るに至り、一挙して両利存すとも可申、此謀被相行候時ハ、彼国民悦服自我に化し候方略、此中に相生し可申奉存候、尤此件ハ未だ談判之先務に無之、殊に容易之事にも無之候間、御用成之漸を以て御取起被為在度奉存候、

第五策、神州之武威勇氣を示す

此度彼を可被為服之策、御恩徳を被先候時は、威喝に(議義)涉り候義ハ措て不及論儀ニ候へとも、彼国之俗、外柔順にして内奸譎、又能雌伏に堪へ垢辱を忍候事ハ、我国人所難及に御坐候、随ては(間)此節之御談判、寛仁を被先、御温辞を以其利害得失丁寧反復、御誠意を被尽候とも、其始(初)先事を左右に寄せ、徒に時月之遅緩仕候而已にして、速に要領を被得候義可難奉存候、素より両国旧好之御信誼を以被、仰向候義、彼承諾不仕上ハ、断然兵威御示可被為在義勿論に御坐候へとも、元来怯懦柔弱之困柄にて、平常ハ禽獸に等敷相賤居候洋夷すら、兵威を輝し襲来候時ハ、納欵乞降之外他策無之坏、彼国官吏我藩人へ致述(体)懷候躰之者ニ付、御勇断之御氣象不言して致徹底、自然(共)と畏怖を抱候様御仕向被成候義、御策略之一術と奉存候、尤、御武威を被示候義ハ、臨機応変、予難相測義に候へとも、其大要、兵を蓄武を講し、動もすれば戦闘殺伐を好意氣を示し、是迄弊藩よりは兵器差渡方等甚手薄(之)に御坐候へとも、以来は是か為めに頻りに武威を張候様

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

仕、将亦御用ニ付ては追々御軍艦彼地へ往来可仕ニ付、其節ニは辺海におゐて海軍之操煉被命、或ハ大に演武場を開き、三兵陸戦之駈引、擊劔刺戟之習学、日夜不相怠、砲声鎗劔之響遠近に相轟、(槍劔)

皇国義勇尚武之氣象、韓人親敷致見分、一言之下闔国忽蹂躪之禍を蒙可申哉と大に恐懼を抱き、常に其胆を寒(蹶蹶)らしめ候様御仕向被成度、奉存候、猶又向来之機会に依り、彼国四面辺海へ軍艦を以致出沒、利誘威劫種々之術策を以、御成功声援之道、幾重にも可有之奉存候、

第六策、清国之商路を開

朝鮮国広狭之義、大概我国之里数にして、東西百二三十里、南北二百里程之國に相聞、然も富国と申にも無之、(式)第一生産少く、總躰彼国より出候物貨之内、上品と相見候ハ悉く北京の所産と相聞申候、尤北京朝鮮兩國之間、交易之盛衰、物貨之多寡、委細相心得不申候へとも、古来より兩國之通路、全体陸行と相聞候ニ付、貨物之運輸冗費多く、不引合之処より交易も開兼候趣承及居、北京ハ大国にて、所産多き而已ならず、其上貨物品位宜敷、(所)

南京福州辺之物に較候ては、精粗格別之違目相見へ候、

就ては見越之義御聞得、恐入候へとも、朝鮮表御熟談相

整候うへハ、彼を媒酌として北京之通路を被為開、方今

航海之技相開、万里之外如隣塚二候へハ、彼我相謀、便

宜之地に致開港、我産物并朝鮮へ所得之貨物を合、互市

交易其利を起し候時ハ、御国益不輕儀に相見へ、既に昨

年外国拒絶可被 仰渡之砌、長崎之人口御生活之算無

之、依ては同所支那之御交易中絶に及居候を改て、朝鮮

并北京に被移、其御利益を以崎陽之人口御撫恤可被為在

哉之趣、

廟堂之御内議密に相伺候義有之、其後御形勢一変、右御

一条も其儘ニ相成居候事奉存候、今程長崎表支那之御交

易御再興に至候哉、相伺不申候へ共、孰れ之道北京之御

交易ハ、御取開被為在度御事之様奉存候、尤右北京へ之

談判、朝鮮之手を不待、直様天津へ向航海いたし、面議

に及候て不苦儀に御座候へとも、先其初朝鮮之手を経候

て致応接、時宜次第直談に及候義可然様愚考仕候、猶又

近来北京之義も、諸蛮天津へ開港致し居候説も有之、同

情実御熟考之上御所置御駈引も被為在度奉存候、

第七策、大に海軍を興起す

方今富国強兵之策、

神州一般之守備を被為完、近くハ黠虜之猖獗を制し、遠

くハ

皇朝之御靈威を海外に被輝候義、海軍御興起之外其策無

御座様奉存候、素より海軍之利ハ天下人々共に所知にし

て、不待小臣論列儀に有之、近来於

幕府専ら御世話被為在、於列藩も競て習熟仕、学科漸開

け、船数も次第に相増候趣、実以当今之御適務無此上次

第奉存候、然るに海軍之義ハ其用度莫大、中々御国内之

運輸等を以其用費相支可申様無御座、勿論

幕府之儀ハ奉申上迄も無御座、列藩ニ至、此場

神州之御為め国力を尽、主として海軍を開之時ニ候へ

は、生財之略、資用之算に至てハ、遺策有御座間敷奉存

候、乍併向來

皇国一般船数頻に相増、學術芸能之徒、日を追ひ相進候

様御仕向被成候ニは、財用不窮之策無御座候ては難被行

奉存候、乍恐當時之姿ニてハ、闔国富強之基を可被為立

之海軍を以、自然鬪国是か為めに疲弊之端を被為開候御時宜ニハ至る間敷哉と、不安苦身仕候、然は海軍興起之術ハ、大に財源を不被為開候て難叶、大に財源を被為開候ハ、航海互市之外其便捷有御坐間敷奉存候、就夫朝鮮国之義ハ夷狄邪蘇之徒と違ひ、從來御旧交之国柄ニ付、今日彼国へ御手を被附候節、天下之人心疑惑可仕様無御坐、延て清国に及和親互市を以深く歎心を結、三国交易之余利を以海軍を開、海軍を以彼を制服し、相得て二つなから御成功を被為遂度奉祈念候、猶又海軍興起、韓清両国へ御手を被附候義ハ、兼て申上置候通、勝安房守様年来御勘考之次第も被為在、殊更弊藩御下向も被為蒙居候御事⁽²²⁾ニ付、万般御同人様御談合被為下度奉願候、

右は小臣見込之趣、無顧念申上候様被

仰付、愚考之次第不殘心底奉申上候、素より未一定仕候国論^(唯)通も無御坐、只小臣一己之管見を以申上候義ニ御坐候処、小臣義未た朝鮮表へ罷越し候義も無御座、彼国之義全躰伝聞之趣を以愚考を加、不憚前後申上候義に付、粗漏は素より、総て見越之義にて、現実御取懸り之うへ難被相行事等も可多御坐候へとも、事情可

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

然御聞得可被成下候、尤本国御下向之うへハ、朝鮮向^(取)熟知之者^(も)多人数有之候付、御訊問被成下、尚対馬守始役人とも見込等追々奉伺候義も可有御坐、御熟考之うへ御賢慮之御指揮被為成下候様奉願候、書中不敬不遜、且ハ

御邦典に致関係候義をも私議仕、僭越之罪深奉恐入候、是等何分蒙御寛大之御宥恕度、奉伏願候、^(得共)^(寛)恐懼謹言、^(恐惶)

甲子十月⁽²³⁾

宗対馬守内^(家来)

大島友之允^(鳴)

(1) 対馬下向を命じられた目付向山栄五郎が、朝鮮問題の経緯と意見を具申するよう到大島友之允に指示した。「大島友之允建白書写」(東京大学史料編纂所蔵、維新史料編纂会購入の写本)巻末の「口上手控」には「朝鮮国御用刃之儀、過日御目付向山栄五郎様々、是迄之御手續且右御用ニ付私見込之次第、書取申上候様被仰聞」とある。

- (2) 前年(文久三年)四月二十日、対馬藩援助要求運動の一環として、大島友之允・樋口謙之亮は京都において老中板倉勝静と会談したが、その席で「征韓之義」が議論され、板倉から「朝鮮国躰情探索」の内命が下っている。
- (3) 前年(文久三年)五月十二日、対馬藩は藩主宗対馬守義達の名で、年々三万石支給と武器・軍艦貸与を求め願書を幕府に提出し、この中で朝鮮進出を提唱している。以下「外夷年来朝鮮国……」から「……死力を以従事可仕之旨」までは、願書中の朝鮮進出論部分の要約である。
- (4) この年(元治元年)五月、大坂において大島友之允は、朝鮮国御用のための江戸出府命令を幕府から受け、六月に着府している。
- (5) 徳川将軍と朝鮮国王とは、対等の礼(敵礼)をもって通交していた。
- (6) 清国は朝鮮の宗主国であった。
- (7) 壬辰(戊は誤り)とは壬辰年に始まった豊臣秀吉による朝鮮侵略(文禄・慶長の役、壬辰・丁酉倭乱、一五九二-九八)のこと。朱明とは明国のこと(明室の姓は「朱」)。秀吉の侵略に対して明は朝鮮へ援軍を送った。
- (8) 徳川家康の意を受けて対馬藩宗氏が朝鮮と交渉し、一六〇七年に国交は回復された。
- (9) 対馬差遣命令は始め勝海舟に下され、それが実現せず
- に向山栄五郎らに下されたが、対馬藩側では、幕吏が対馬に下向した際には場合によっては朝鮮までも渡海するよう期待していた。
- (10) 東平館は朝鮮の国都漢陽(現在のソウル)に設けられた迎賓館で、日本からの使節はここに宿泊した。
- (11) 女真族(女直)は後金国を建て、寛永四年(一六二七)に朝鮮の国都に侵入した(丁卯の胡乱)。この情報を聞いた幕府は対馬藩に、朝鮮情勢探索の使節派遣を指示し、事情によっては援兵派遣の用意があることを伝えた。対馬藩は朝鮮と交渉し、その結果寛永六年(一六二九)に使節が朝鮮に送られ、国都まで往復した。結局江戸時代において日本からの使節の上京は、これが最初で最後となった。田代和生「寛永六年(仁祖七、一六二九)、対馬使節の朝鮮国『御上京之時毎日記』とその背景」(一) (二) (『朝鮮学報』第九十六、九十八、百一輯)、同(三) (『書き替えられた国書』(中公新書六九四、一九八三年)を参照。
- (12) 江戸時代において対馬藩の役人や商人は釜山の倭館へ行き、ここに滞在したが、原則として倭館外へ出ることは許されなかった。
- (13) 東萊府は釜山近くにあり、日本人との外交・貿易を管掌した。
- (14) 清と朝鮮との国境の義州で交易が行われた。
- (15) 十五世紀に三つの浦所が定められ、多数の日本人が居

住し、盛んに交易が行われたが、一五一〇年の三浦の乱以後、朝鮮政府による制限が強化された。秀吉の侵略による断交をへて、徳川政権のもとでの復交ののちは釜山だけに日本人の渡航が許された。

- (16) 日本から武器を輸出することは禁じられていた。寛永十一年(一六三四)五月二十八日の禁制では「日本之武器異国江持渡事」が禁じられている(『徳川禁令考』前集第六)。

- (17) 銅は中世以来、日朝貿易における重要な交易品であるが、とくに十八世紀以降銀が幕府の政策によって輸出でさなくなっていくと、公貿易などで銅が日朝貿易の輸出品の中心となった。銅輸出についても幕府のさまざまな統制を受けたが、十九世紀には輸出定額の増加もなされた。

- (18) 清国から朝鮮へもたらされた生糸や高級な絹織物は、日朝貿易において日本へ輸入された。とくに日朝間の私貿易が盛んであった十七世紀末〜十八世紀初めには、その中心的輸入品であった。

- (19) 南京や福州などの産物は、長崎貿易によって日本にもたらされた。

- (20) 天津は一八六〇年の北京条約によって開港された。

- (21) 幕府はこの年(元治元年)五月に神戸海軍操練所を設置し、勝海舟が総管になった。

- (22) 勝安房守(海舟)は海軍興起と東アジア交易を提唱し

元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)

ており、前年(文久三年)六月に対馬差遣を命じられている。

- (23) 元治元年(一八六四)十月二十六日に提出。